

県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて

1 見直しの趣旨

急速な少子高齢化や核家族化の進行など社会環境の変化に伴い、県民の社会福祉に対する需要が一層増大・多様化してきている。また、社会福祉基礎構造改革の実施、介護保険制度や支援費制度の導入、県立社会福祉施設の管理運営に係る規制緩和など、福祉を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、本県の目指す「誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会」を構築していくためには、県の果たすべき役割や県立社会福祉施設の担うべき役割についても見直していく必要がある。

県は、民間等との役割分担と協働・連携の下、利用者本位の視点で県民の社会福祉サービスの水準向上につながるよう、県立社会福祉施設のあり方見直しに取り組む。

2 見直しの基本的な考え方

(1) 社会経済情勢の変化や社会福祉基礎構造改革等の流れの中で、第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」（以下「福祉プラン」という。）の着実な推進のために、福島県社会福祉審議会からの意見具申（平成16年2月18日付け15社審第23号「県立社会福祉施設のあり方について（建議）」）の内容を十分に踏まえ、既存の県立社会福祉施設（入所22施設）のあり方の見直しを行う。

(2) 県民から負託された貴重な資源を重点的かつ効率的に活用し、社会福祉サービスの水準向上を図っていくために、行政と民間との役割分担と協働・連携を踏まえ、県としてやるべきこと、県でなければできないことに重点化して取り組む。

これまで県自らが直接サービスを提供してきた役割は、介護保険制度や支援費制度の定着状況、民間の福祉サービス分野への進出状況等を見据えながら、多様で良質なサービス提供主体が参入できるような環境づくり、誰もが住み慣れた地域で安心して良質できめ細かなサービスを選択できるような仕組みづくり、広域的な見地からの地域間格差が生じないような市町村等支援などへ施策の重点をシフトさせていく。

- (3) 平成16年度以降、見直しの作業に着手するものとし、各施設それぞれの課題や実情を十分に踏まえ、可能なものから実現のための具体的な手順、方策、時期等を詳細に定めた実行計画を策定する。
- (4) 当面は、福祉プランの計画期間（平成22年度）内において、以下の内容を中心として取り組んでいく。

3 見直しの方向性

(1) 県立社会福祉施設の管理運営

平成15年6月の地方自治法の一部改正による「公の施設」に係る指定管理者制度をはじめとする県立社会福祉施設を取り巻く規制緩和を踏まえ、平成17年度末までに現行の管理運営の手法等についての見直しを行う。

〔対象…全ての県立社会福祉施設〕

(2) 介護保険制度施設

○ 特別養護老人ホーム

本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人に移譲する。

〔対象…飯坂ホーム、太陽の国やまぶき荘、太陽の国さつき荘〕

(3) 支援費制度施設

① 肢体不自由者更生施設

入所が長期化することがないよう配慮するとともに、社会復帰に必要な総合的なリハビリテーション機能の強化に努めながら県立施設として運営していき、入所者の地域生活への移行を進めて既存の入所定員を縮小する。

〔対象…太陽の国ひばり寮〕

② 身体障害者療護施設

未整備の南会津地域に本分野の施設整備を促進するとともに、支援費制度の定着状況等を見据えた上で、本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人への移譲を検討する。

〔対象…太陽の国きびたき寮〕

③ 知的障害者更生施設、知的障害者通勤寮

強度行動障害、自閉症等を併せ持ち医療的なケアを必要とするなど処遇困難な者が入所する施設*1は、当面、引き続き県立施設として運営していきながら入所

者の地域生活への移行を進める。また、大規模施設*2は、既存の入所定員を段階的に縮小していき、中・軽度の障害者が入所している施設*3は、支援費制度の定着状況を見据えながら本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人に移譲する。

対象・・・太陽の国けやき荘、太陽の国かしわ荘、太陽の国かえで荘、
矢吹しらうめ荘、ばんだい荘あおば、矢吹しらうめ通勤寮

*1 太陽の国けやき荘、太陽の国かしわ荘、太陽の国かえで荘、
ばんだい荘あおば

*2 太陽の国けやき荘、太陽の国かしわ荘、太陽の国かえで荘、
矢吹しらうめ荘

*3 矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮

(4) 措置制度施設

① 救護施設

利用者の実態や施設の適正規模、国の生活保護制度のあり方検討の動向を見極めながら、本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人への移譲等について検討を進める。

〔対象・・・喜多方しののめ荘、浪江ひまわり荘、太陽の国からまつ荘〕

② 養護老人ホーム

制度改正の動向等を見極めながら、本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人への移譲等について検討を進める。

〔対象・・・希望ヶ丘ホーム〕

③ 婦人保護施設

要保護女子の相談、指導、一時保護から収容保護まで一貫した対応を行うために、県の法定必置機関である婦人相談所と一体的に県が運営し、DV防止などの増加する利用者のニーズに的確に対応していく。

〔対象・・・しゃくなげ寮（16.4.1～女性のための相談支援センター）〕

④ 乳児院

児童福祉法の一部改正の動向を踏まえ、乳児期から少年期までの一貫した養育環境の確保のための検討を行い、養育体制や施設のあり方などの方向性を取りまとめる。

〔対象・・・若松乳児院〕

⑤ 知的障害児施設

制度改正の動向等を見極めながら、本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人への移譲等について検討を進める。

〔対象・・・大笹生学園、ばんだい荘わかば〕

⑥ ろうあ児施設

入所児童の実態や特別支援教育との連携を踏まえ、教育委員会と協議しながら、施設のあり方や運営の方策等について検討を進める。

〔対象・・・郡山光風学園〕

⑦ 肢体不自由児施設

本県の療育体制の中核機関としての機能、及び地域療育体制を支援する拠点機関としての機能を強化し県立施設として運営していくとともに、特に、高度、専門的、技術的な分野を担う病院機能の強化、とりわけ多科診療について検討を進める。

〔対象・・・心身障害児総合療育センター（16.4.1～総合療育センター）〕

⑧ 児童自立支援施設

県の法定必置機関であるが、少子化や社会環境の変化等による入所児童数の推移を見極めながら入所定員を見直すとともに、処遇の充実と効率的な運営を進める。

〔対象・・・福島学園〕

4 その他

- (1) 県立社会福祉施設（入所）22施設中8施設からなる総合社会福祉施設「太陽の国」のこれからのあり方について、平成16年度中に方向性を取りまとめる。
- (2) 見直しの検討状況、実行計画の策定状況、見直しの実行等についての進行管理を随時実施していくとともに、福島県社会福祉審議会に報告する。